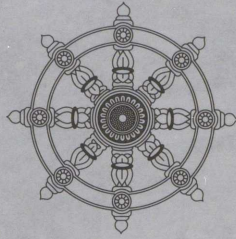


1961年1月16日第3種郵便物認可 1997年9月1日 第431号 (毎月1回1日発行1部50円)

(加盟団体関係者の講読料については、負担金に含まれている。)



全 仏

仏暦2540年9月
(1997年)

NO.431



8月2日、国立京都国際会館で開催された比叡山宗教サミット10周年記念「世界宗教者平和の祈りの集い」の開会式典で
歓迎挨拶をする白幡理事長 (関連記事2・3頁)

財団 全日本仏教会
法人

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

比叡山宗教サミット十周年記念
世界宗教者平和の祈りの集い開催

八月二日から三日間にわたって、「比叡山宗教サミット十周年記念・世界宗教者平和の祈りの集い」が、十八カ国三十四人の海外代表を含め、約二千四百人の宗教者を集め、京都で開催された。



歓迎レセプションで挨拶する高井会長

この集いは、仏教、キリスト教、神道、新宗教等の代表者から構成された日本宗教代表者会議（名誉議長＝渡辺恵進・天台座主）が主催したものである。

初日の二日は午後一時半から、開会式典、記念講演、特別演奏が国立京都国際会館で行われた。開会式は、代表者会議の事務総長を務める杉谷義純・天台宗事務総長の挨拶で始まり、本会の白幡憲佑理事長らが歓迎挨拶、ローマ教皇や世界仏教徒連盟会長のメッセージが披露され、小杉文部大臣らの祝辞で締めくくられた。

午後三時からの記念講演では、最初に国連事務次長の明石康氏が「世界平和と人類の叡智」をテーマに、つづいてパチカン諸宗教対話評議会長官のフランシス・アリンゼ枢機卿が、「宗教協力と民族の融和」をテーマに、それぞれ熱のこもった口調で、世界平和に及ぼす宗教者の役割が、如何に大きいかを、訴えた。

その後、作曲家のツトム・ヤマシタ氏による幻想的な電子打楽器の演奏が行われ、午後

残暑お見舞い
申し上げます

財団法人 全日本仏教会

会長 高井隆秀

副会長 田中日淳

松山寛恵

宮部亮信

森田禅朗

田丸徳善

白幡憲佑

理事 一同

事務総長 荒川正憲

事務局職員一同

六時、国際会館での日程を終了した。

午後六時半から、会場を宝ヶ池プリンスホテルへ移して、レセプションが開催された。本会の高井隆秀会長らが歓迎挨拶を行った後、勇壮な祇園太鼓が打ち鳴らされ、参加者による和やかな懇談がつづいた。

三日は、午前十時半から午後五時まで、国立京都国際会館を会場に、参加者が「宗教協力と世界平和」部会と、「二十一世紀における宗教の役割」部会に分かれて、意見発表を

行った。

前者では、「宗教の平和活動と民族紛争」、「東西の宗教対話と相互理解」、「宗教者間の連帯と人類に果たすべき役割」、「宗教対話の歴史と未来」の四つのテーマが、また後者では、「若者や無信仰者に対する宗教者の使命」、「人権問題と宗教者の責務」、「共生の理念の確立と宗教」、「宗教に基づく社会貢献」の四つのテーマについて、約三十人の出席者から、次々に意見発表が行われた。

最終日の四日は、午後三時から比叡山延暦寺根本中堂前広場で、平和の祈り式典が行われた。

主催者を代表して、渡辺名誉議長が挨拶を行った後、約一時間にわたって、仏教、キリスト教、神道、イスラム教、ユダヤ教、ゾロアスター教、ヒンドゥー教、シーク教等の宗

教代表者による、平和の祈りがつづいた。

そして最後に、「平和のために祈ることは、平和のために働くことである」という「比叡山メッセージ」を採択して、全ての日程を終了した。

事務局録事

八月一日

二、四日 世界宗教者平和の祈り出席

八日 局内会議

二十一日 法律相談室

局内会議

哀 悼

野澤密庵師

八月六日、六十一歳で遷化

信貴山真言宗管長

井上円了師の資料調査

本・講義ノート等、埋もれている資料があれば、ぜひ、左記へご連絡いただきたい。

東京都文京区白山五―二八―二〇

東洋大学井上円了記念学術センター資料室

○三―三九四五―七六三一

FAX ○三―三九四五―七六〇一

全日本仏教会 ホームページ開設のお知らせ

本会は7月1日より、インターネット上にホームページを開設しました。内容は本会の活動、加盟団体一覧、今秋の本財団の創立四十周年記念事業のお知らせ、宗教法人法の改定に伴う、宗教法人の備え付け・提出書類の記入上の注意、書式の簡単ダウンロードなど。アクセスをお待ちします。

<http://www.jtvan.co.jp/~jbf>

東洋大学では、現在、創立者である井上円了博士に関する資料を収集している。同大学は一八八七（明治二〇）年、「哲学館」として創設されたが、以後百年以上にわたって、多数の寺院子弟が学び、卒業生の中から、各宗派の役職者等も数多く輩出している。

井上円了博士に関係した書・書簡・写真・

第三十三回 「業・旃陀羅問題」に関する研究会

日蓮聖人の業論（謗法論）

日蓮宗人権対策室顧問 河野 智彰

第三十三回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る六月十八日午後一時半から、真言宗智山派宗務庁会議室で開催された。

日蓮宗人権対策室顧問河野智彰師が「日蓮聖人の業論（謗法論）」のテーマで、要旨次のような発表を行った。

※ ※ ※
聖人にとって謗法とは

日蓮聖人の宿業論は謗法義である。謗法とは一般には法を謗ることで、詳しくは「誹謗正法」という。謗法は仏教では一貫して強く認められてきた。それは、仏教に説かれていることを非難し、弘教者に圧迫を加えることとされる。もちろん、謗法という語は、日蓮聖人が初めて用いたものではなく、諸大乘経典に見られる語であり、法然・親鸞・道元等の諸宗祖もしばしば用いている。だが、聖人

においては、この謗法という語は格別の意味をもつ。

聖人は法華一乗の義によって、仏教を体系的に整理し、法華経のみが釈尊の教意であり、随自意の教法であるとの信念から、この法華経を直接あるいは間接に、意識的にも無意識的にも、非難したり否定したりする行為が謗法と考えられた。そして、この謗法は、釈尊の大慈悲によってさしのべられた一大事の因縁の結縁を無視し、遮断するものであるから、それは反社会的行為による罪よりもっと根源的な罪であるとされている。

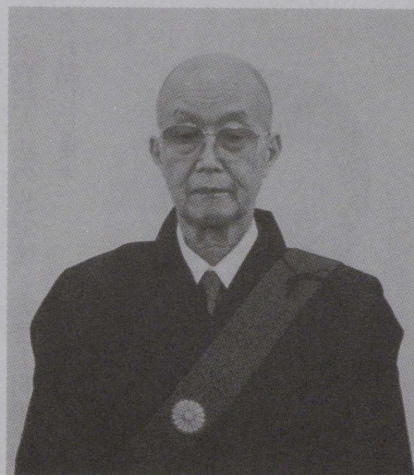
そしてこの謗法は、ただ個人の問題であるばかりではなく、謗法の者が住む国土もまた謗法の国土であると考えられ、この国土の謗法を如何にして救済するかを問題とされた。聖人は『妙法比丘尼御返事』（定遺一五五三

（四頁）の中で、謗法はそれが大なる仏法上の失であると気付かぬうちに、いつの間にか犯すもので、誤った仏教の学習をすると謗法罪を犯して無間地獄に墮ちる結果となる。従って正しい仏教の指導者、善知識について学ばねばならぬことを警告されている。

謗法の呵責と値難

本師釈尊が法華経に説かれた教意に随順しない謗法の人々に対して、その罪の重大さを教え、改めて法華経の信仰に入るように説得指導する布教法が謗法呵責である。

日蓮聖人によれば、守護の善神は法華経の法味を嘗めることができず、この国を捨て去ったために、国土は天変地異飢饉疫病等の災害に見舞われることしばしばである。これは主として法然上人の念仏興行に起因するものであると、諸経の文をひいて論証し、災害の終息をねがうならば、民衆も政治権力者も、その信仰の寸心を改めて法華経に帰依すべきであると忠告する。『立正安国論』では、「謗法の人を禁じて正道の侶を重んぜば国中安穩にして天下泰平ならん」（定遺二二〇頁）「早く天下の静謐を思わば須く国中の謗法を断つべし」（定遺二二三頁）と政治権力者に謗法禁断を求めている。謗法は何としても呵責折伏し、改めさせねばならぬ仏教上の基本問題であり、その克服は本師釈尊の弟子として



河野 智彰師

の使命であった。

日蓮聖人の罪業観

日蓮聖人の一生は「命は法華経にたてまつる」(『開目抄』定遺五八九頁)、「さいわひなるかな、法華経のために身を捨てん事よ」(『種種御振舞御書』定遺九六三頁)と覚悟を決めて釈尊の教意に全面的に随順する生涯であった。

だが、つぎつぎと起る流罪死罪の法難に当たって、弟子檀越の中からも、また聖人自身においても、一つの大きな疑問が生じてきた。法華経の行者には「現世安穩」(葉草喩品)が保証され、値難に当たっては「則ち變化の人を遣わして之が為に衛護と作さん」

全 仏
 (法師品)と諸天の守護が約束されているにもかかわらず、いまださだかな守護の現証が現れないのは何故か。自分は本当の法華経の

行者ではないのか、という疑問であった。改めて経文をよく尋ねてみると、自分自身にその原因となるものが見つかつた。法華経の常不軽菩薩品には、この菩薩が四衆の人々を但行礼拝して、しかもその故に杖木瓦石の難を蒙つたのは、この菩薩の過去の謗法によると考えられたのである。不軽菩薩がそうであったように、自分も現在の苦難を甘受することによって謗法罪を消滅させねばならないとされたのである。さらに、「日蓮は法華経の明鏡をもって自身に引き向へたるに、都てくもりなし。過去の謗法の我身にある事疑ひなし。此罪を今生に消さずば、未来に争てか地獄の苦をば免るべき」(『呵責謗法滅罪鈔』定遺七八〇―一頁)と、明らかに自身の過去の謗法罪を宿業と受けとめられている。そして、その罪を今生の値難によつて清め、消滅しようというのである。

謗法罪の克服

更に、聖人は謗法の罪から脱れるためには、個人の身の謗法、家庭(家門)の謗法、国の謗法の三つについて、それぞれ呵責を行わねばならないとされる。特に国主の謗法を諫曉するには、死罪・流罪を覚悟して行わねばならぬといわれる。まさに命がけの宗教実践であり、それだけでなくは本当の謗法呵責は完成しないというのである。

古来この、謗身、謗家、謗国の三は「三約離謗」と呼ばれ、弘教実践上の課題とされて

いる。つぎに謗法について「与同罪」の問題がある。『南条兵衛七郎殿御書』(定遺三二二頁)によれば、法華経の信心が深く、多くの善根を積み、一念三千の観法を会得した人であっても、法華経のかたきを責め、折伏しなければ成仏はできないというのである。また『秋元御書』(定遺一七三五頁)には、謗法の実態を見たならば、これを呵責することは、与同罪の責を免れるためであるとともに、知恩報恩のために国主ならびにすべての人に謗法罪が重大な罪であることを知らせたのだと述べられている。

以上見てきたように、聖人は法華経の信仰者は信仰の実践において、自分は孤立的なものではなく、家庭、社会、国家、人類とつながりを持つものであることを、三約離謗の問題と与同罪の問題について考えられている。

法律相談室

長谷川正浩弁護士による無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局(〇三―三四三七―九二七五)へ事前予約の上おいで下さい。

改定宗教法人法の実務 (上)

長谷川 正浩

改定された宗教法人法は、全ての宗教法人に対し、備え付け書類の提出・閲覧という新たな義務を課しています。この問題について、本会顧問弁護士長の長谷川正浩師が、去る五月二十九日、京都で開催された、平成九年度都道府県仏教会代表者会議で講演されました。一般にもわかりやすい内容ですので、要旨をご紹介します。なお、全日本仏教会では、ご関係者の負担が少しでも軽くなるよう、備え付け書類の書式参考例を作成し、インターネット上で公開し、誰でもダウンロード出来るようにしております。ぜひ、ご利用下さい。

(文責・社会部)

宗教法人法の改定後、実務上問題となる点をお話します。



長谷川正浩弁護士

宗教法人が備え付けておかなければならない書類は九種類ありますが、そのうち寺院規則及び認証書は、改定に関係なく備え付けておかなければなりません。もし、寺院規則がお寺にない場合は、都道府県庁、もしくは文部省に謄本の請求をしますと、すぐに出してくれるので、それを備え付けるようにして下さい。

役員名簿は、任期がはっきりわかるような形で書いてください。書き方は縦書きでも横

書きでもよく、別に決まっているわけではありません。

財産目録ですが、今回の改定に関係なく、必ず年度末の財産目録を備え付けておかななくてはならないことになっておりました。しかし、備えつけていないお寺がほとんどでした。ありまして昭和二十六、七年頃の宗教法人法施行の時つまり、宗教法人になった時に、所轄庁に届け出た財産目録の写しがあるというお寺がほとんどでないかと思えます。税理士さんを頼んで法人税の申告をしているお寺でも、財産目録は改めて依頼しないと、普通は作ってくれない書類です。

これを、ほとんどのお寺は三月が決算期なので、来年三月末日現在の財産目録を、来年七月末日までに届け出ないといけないわけです。

その場合、財産は特別財産、基本財産、普通財産の三つに分けます。もう一方に負債もあります。もちろん負債も財産のうちですから、借入金などがありましたら載せていただくわけです。

特に、宝物・仏像というものは金額の評価ができない場合が多いので、評価しなくても結構です。あるいは一体について一万円とか一円とか、忘れないようにするための備忘価格をつけます。

次に基本財産、普通財産の分け方ですが、その基本は寺院規則に書いてあります。共通した原則は、その財産を処分すると、ただちに宗教活動に影響を受けるものを基本財産に入れます。

ですから境内地、境内建物、墓地というのは手放してしまうと、直ちに宗教活動に影響があるので、基本財産に入れます。ところが他人に貸してある土地とか、借家とかは手放してもすぐに宗教活動に影響があるわけではなく、普通財産の方に置いておいても結構です。もちろん、基本財産の方に移しかえておいてもよいのですが、基本的な考え方はそういう原則によって分けるわけです。

その他に、有価証券とか、定期預金とか、国債というものも、これは基本財産として積み立てておく、たとえば墓地の永代使用料とか永代供養料ということで、懇志を受けたもの、永代にわたって積み立てておいて、その利息で永代供養をするといった、そういうように責任役員会で決議されたものが、基本財産として積み立てられていることになります。あと什器・備品というものがあげられますが、これは全ての什器備品をあげる必要はありません。お寺にとって重要なもの原則を立てていただきまして、十万円以上のもの

のだとか、経済的価値が低くても、宗教的価値が高いようなものを、のせておくことになります。

二十万円を超えるかどうかという点を境にしますと、その什器・備品が収益事業にも使われる場合には、法人税の減価償却をするかしないかという基準が二十万円を超えるか超えないかということですので、そこを基準にしておいていただくと、将来、収益事業をやる場合には便利です。

たとえば三十万円に住職専用の机と椅子を買い、そこで収益事業の駐車場の計算もやるし、法務も行うというような場合には、収益事業の方には、減価償却をした金額の収入ある分を損金算入できることになります。大した金額じゃありませんが、そういうこともできて便利だということです。

財産目録は、いきなり記入しようとしてもうまくいかないのです、本当は土地台帳とか建物台帳とかあるいは有価証券台帳、国債の台帳、あるいは什器・備品台帳、乗用車の台帳とか、図書台帳というような台帳に詳しく整理をしていただいて、その合計額をここに、財産目録として載せるようにすると、簡単に作れます。

もちろん、土地台帳などというものは、備え付けておく義務もありませんし、後に申し

あげますが、檀信徒に対して閲覧させる義務もありません。閲覧させるのは、財産目録の結論の部分だけで結構でございます。

それから次に備え付けるものと致しまして、今回の改定で収支計算書が加わりました。これは原則として作らなければいけない、そして備え付けておいて、檀信徒に見せなければいけないというようになりました。

しかし、例外がありまして、収益事業を行っていない宗教法人で、年収が八千万円を超えないお寺は、当分の間作る必要はないということでございます。これは収益事業もやっついていなくて、年収が八千万円を超えない宗教法人は、零細なために、収支計算書を作る能力がないというように判断されたのだと、国会では説明されています。ここは非常に批判のある所でございます。年収八千万円以下が零細なお寺などということは、常識に反するという批判があることを、承知しておかなければならないと思います。

また年収が八千万円以下でありまして、収益事業をやっておりますと、どんなに規模が小さいお寺でも収支計算書は作らないといけません。ですから事実上は収益事業をやっているかいないかという所が、この収支計算書をつくらなければいけないかどうかの規準になると思います。

(つづく)

全日本仏教会財団創立四十周年記念大会 第三十七回全日本仏教徒会議

開催

〒六五三 神戸市長田区御藏通五―五
阪神・淡路大震災「仮設」支援NGO連絡会

電話 〇七八―五七八―六九二一
(担当：村井)

電話 〇二六―二七二―三三二〇
FAX 〇二六―二二八―七六六三
(午前十時～午後六時)

〒三八七 長野県更埴市稲荷山九〇五
「Support KOBÉ」(担当：宮坂)

FAX 〇七八―五七八―六九二三
生活雑貨(タオル・シート・石鹼・陶器類など)を受付。果物、根菜類(イモ類・タマネギ等)は十月八日以降に。生ものはご遠慮下さい。
◎衣類(随時受付中)

記念大会

第一部「阪神・淡路大震災」物故者追悼要

日時 十月十六日(木)午後一時より
会場 兵庫県立文化体育館(神戸市長田区)
法話 浄土宗宗務総長 成田有恒師

(作家 寺内大吉氏)

第二部「被災者支援清興」(アトラクション)

出演 三遊亭圓歌師匠・柳屋とし松師匠・三遊亭小円歌師匠
また同日同所で、「仏教とボランティア」

をテーマにした、シンポジウムも行われます。

被災地支援バザー物品提供募集

十月十六日に向け、阪神・淡路大震災被災者支援バザーを被災者仮設住宅地等で行います。ご提供下さる支援物資は未使用・新品を。

送付の場合「全日仏」と明記下さい。発送料は提供者ご負担でお願いします。バザー提供物品送り先は以下の通りです。ご協力下さい。

◎生活雑貨(九月十五日より受付開始)

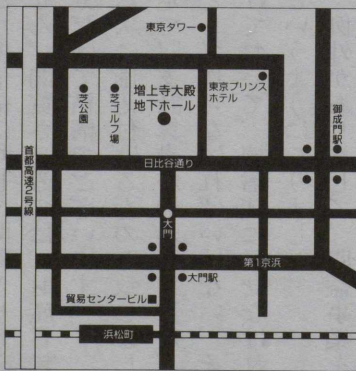
阪神・淡路大震災被災地支援名筆展

九月二十三日(火)～二十九日(月)

浄土宗大本山増上寺

大殿地下「三緑ホール」で開催

大震災被災地の現状と釈尊生誕地ネパールニビー園復興事業パネル展を同時開催。各宗派管長・高僧・著名人の作品を展示販売し、協賛金は被災地支援活動資金に充てますのでご協力をお願いします。入場無料。



大本山 増上寺
東京都港区芝公園4-7-35
JR「浜松町駅」下車
地下鉄
都営三田線「御成門駅」、
都営浅草線「大門駅」下車